

Title	英国穀物市場の史的考察 (二)
Sub Title	
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1924
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.18, No.4 (1924. 4) ,p.613(149)- 619(155)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19240401-0149

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

内に設置するの要を生じ、慶應三年五月河内菱屋新田に一ヶ所増設し、藩にて極力これが流通を計れり。

慶應三年正月四日、右銀札通用のみにては不便なりとて、前年一度願出でたる百文錢札の取交使用の事を允許方幕府に願出たり、左の願書は板倉伊賀守に提出せしものなり。

去寅十二月御許容被成候大和、河内、和泉、攝津、播磨五ヶ國通用銀札ノ儀此節銀高一匁宛ヲ以取扱試候處當時世上金錢通用專ラ有之候ニ付銀通用ノ札ノミニテ下々取扱不便利相聞候間向後錢札百文ツ、ノ高ヲモ取交取扱被致度候此段御談申上候様紀伊殿被申付候事之に對し、十一月を以つて

御書面之通被成候様可被申上候事

といふ返事ありたり。つまりお上へ通達せりとの返信にして程なく錢札取交を行ふことになり

たり。

かゝる方法にて一時を糊塗せんとせしに、一方には天下の人心動搖し、物價も亦安定を欠き、而かも國費の入用非常に多く、到底所期の目的を達するを得ざりき。茲に於て終に慶應三年八月、豫ての希望にして一度願出で不許可となれる百文錢(天保當百)を鑄造するの免許を幕府に乞ひ、許されて江戸深川にて鑄造することとなり。こゝに至る迄には可なり裏面の運動ありしが如き形跡あれども、然れどもこれ寧ろ江戸に於ける紀州侯の體面維持の策に出でたるものにして、紀州本國に於ては敢て關係なき所なり。されど銅錢鑄造は明治維新に至り官軍の爲めに差押へられ、何等發行の目的を達するを得ず、一方五ヶ國流通札も何等急を救ふの力なく、紀州の財政は全く闇黒の姿となれり。

(此章未完)

英國穀物市場の史的考察(二)

高木 壽 一

三

マナー制度の中核をなす主要特徴たる Villainage は、農民の大部分を構成せる隸農の「身分 status」に對して與へられたる名稱として、又、土地保有の或形態に對する名稱としての、二個の意義を有するものとして見なければならぬ。而して後者の意義即ち、隸農小作 (villain tenure) の本質たるものは、隸農役務の不確定に存せるものにして、隸農は彼の領主が命ずる所の方法及び分量に於て領主に役務を捧げなければならなかつた。此制度の主要目的は領主耕地 (demesne) の耕作のために充分なる勞働の供給を確保することに在つた。然るに此領主耕地

耕作のための強制勞働が雇傭勞働に代られたる時、所謂、役務の貨幣代納 (Commutation) が行はるるに到りし時、マナーなる共同團體は瓦礫の途に向つた、假令、隸農小作に於ける大變化にも係らず、身分として Villainage 即ち隸農の身分については何等の變化も生ぜざりしにもせよ Villainage なる制度のなさんとする主要目的は最早滿されざることとなり、其制度存在の理由は消滅したのである。蓋し、領主は身分としての villainage より殆ど何等の利益をも受け得ないからである。マナー制度存続の經濟的基礎が茲に失はれたのである。

隸農役務の貨幣代納なることは既に夙く、一一〇年以前に存したる證左を認むれども、寧ろ、例外的現象と見るべく、其後も貨幣代納の程度は種々雜多にして、決して完全なる役務の貨幣代納とは稱し得ざるものが多かつたのであ

る。概ね實物貢納に於て、各雄鶏(Capon)一羽に對して二片、^{ペン}鶏卵各十五個に對して一片の割合にて、貨幣を以て代納され、或は時に、週間作業及收穫時の Boon-Work、或は、運搬の役務も貨幣に換算代納せられた。且つ、役務の貨幣代納は屢々其時の事情により一時の便法として多く領主の利益のために利用せられ、隸農にとつては不利なることが多かつたのである。蓋し彼等は尙、強制労働の義務を負担するのみならず、役務に代ふるに貨幣を以てすることが領主の利益たる如き場合にのみ恣に、貨幣代納を要求されたからである。從て Commutation の當初に於ては、即ち、「黒死病」Black Death 以前にありては、寧ろ役務の貨幣代納は屢々小作人等の嫌厭する所であつた。實に第十四世紀中葉以前に於て隸農役務の貨幣代納は決して一般的現手段なく、隸農の数は急激に減少し始め此大變化は「農民一揆」によりても毫も阻止せらるることなくして同様に繼續した。即ち其當時の經濟事情に幸せられて、隸農役務の廢止は、一四三〇—一四〇年頃までに略々完全に近いものとなつたのである。農民が其慣習的役務を脱し、且つ貨幣代納を求めたる根本的原因是、彼等が自由の利益を知り、商業的農業に於ける利益の益々増加せることを認め、且つ其地位の向上を計らんとするものである。換言すれば、黒死病によつて促進せられたる Villainage の廢止を可能ならしめたる所のものは貨幣經濟の發達に他ならない。即ち第一に適當、充分なる量の流通貨幣の存在したること、第二に農民所産の穀物に對して需要あり之を貨幣に換へて賣却し得べき、組織的なる市場の存在したることによる。而して此時代の斯る穀物市場は都市を中心とし、其周圍に

死病」より以前にありては前提條件たる諸事情の變化は、未だ隸農役務の完全なる廢止を可能ならしむるに充分なる程に進んで居なかつたのである。隸農役務の關する限りに於ては隸農小作は其百年前と異なる所なかつた。其附帶義務についても亦同様であつた。

然るに、一三四八年八月より、翌年秋にまで繼續せる「黒死病」は全人口の約半數を滅ぼし、其蔓延、猖獗の間は農事は全く無秩序に陥り、或マナーにては耕作は全然行はれず、之によつて英國の農業は中絶破壊せられた。此混亂の時こそ生存せる隸農が、役務負擔の輕減を求め、且つ役務の貨幣代納を求め自己の經濟的地位の向上を計るに絶好の機會であつた。自由を求むる隸農が主要手段としたるは、其所屬マナーを退去逃亡することであつた。之等に對して領主は

生じたる地方的市場 (Local market) であつたのである。(Page: The End of Villeinage in England: 史學第二卷第四號所載拙稿參照) Lipson: The Economic History of England. p. 79 81. Ashley: English Economic History and Theory p. 48. Economic Organisation of England. p. 45-8. Gras: *ibid.* p. 25-27)

四

英國村落の歴史の暗黒なるより以上に、都市の歴史は不明であると稱せらるるも、少くもノルマン英國征服の當時に於ては英蘭に約八十の都會を數へることが出來た。しかし此ノルマン英國征服以前にありて、既に其或ものには第九世紀の末葉より、都市に其最も永久的特徴を與ふる一勢力が現はれた。即ち既に都會は小なる内國的取引の中心地となつたのである。蓋し農業は長く市民の主たる職業の一たりしと雖然

荷嵐くより食糧が其周圍の田舎より齎らるる
ことが必要であつた。是こそ最も原始的にし
て、本質的なる商業形態である。

而して、之等の都市が如何にして存在するに
到りしかの過程に就て、或地が既に商業の中心
地たりしがために防備を施され、都市の最古の
時代たる、burh に變じたる場合ありとの假説
は之を除外すべからずとしても、都市成立の一
般的過程としてメートランド (Maidland) は次
の如く説く。即ち國王の城下 (burh) が特に平
和を享有すること、其地に來往するものまでも
國王の保護を受け、從て其城壁内に於て人々は
安全に賣買するために集合し得、盜賊に對する
法律も亦、人々が他の地にて賣買を行ふべから
ずと命じ、斯くして一の市場は成立し、取引を
なすものは市場地の周圍に小舎を建て、burh
内に住居するに至ると云ふ過程である。(Mait-

land: Domesday Book and Beyond p. 192-3)
此メートランドの説く所を承認すると否とに
拘らず、都市成立發達の過程に於て、國王或は
俗界、聖界の諸領主の與ふる保護の下に確保せ
られたる平和は之が前提條件をなすものにし
て、都市成立發達の過程中に於ける主要動因を
なすものは、此確保されたる平和の下に於ける
市場取引と其願望であると考へられる。

而して、ノルマン英國征服後に於ける都會を
見る時は次の三種のものを擧げることが出來
る。即ち第一に Roman Britain 時代よりの都市
にして、其有力なるは Colchester, Lincoln, Glo-
ucester, York, St. Albans, 等及其他ケルト人居
住の各州の首都をなす都會 Winchester, Canter-
bury, Slicester, Leicester, Rochester Cirencester
等の比較的小なる都會及ロンドン等が之に屬す
る。第二種のもものは、前者と關係なく其位置の

自然的諸利益によりて生じたる都會である。河
川の徒涉し得らるる地、河川の合流する地、河
口、港灣の地は、都市の成立、發達に有利であつ
た。例令、Oxford, Cambridge, Bristol, Exeter
Lincoln 等其他を數へることが出来る。第三種
のものは、僧院及城砦の周圍に發達した都市で
ある。僧院の地或は其近傍に生じたる都市とし
ては、Durham, Bury, St. Edmunds, Abingdon.
等の如きが之に屬する。城砦の周圍に生じたる
ものとしては Berkhamstead, Herefordshire 等の
如き例なるも、自然的諸利益を有する地は又城
砦僧院を有する場合が多い。例令、Stratford
Oxford, Cambridge 等の場合の如きが之である。
(Lipson: ibid. p. 165-9) 而して右の諸都市に於
て農業は長く都市の主たる職業の一をなし、
其著しき一例としては、第十三世紀末に於ても
尙 Colchester の住民の半數は耕作以外に何等の

職をも有せざりし如きものありと雖も、土地調
査 (Domesday Surveys 一〇八六年) の時に於て
も各都市に自ら耕作して城壁外に耕地を保有し
たる者あるは認めれども、遠き時代より地主に
あらず、農民にあらずして、而も都市にて重要な
る地位を占むる他の市民の存在し、都市團體は
農業團體に非ざることは、此 Colchester につい
て明に Maidland の説明する所である。(Mait-
land: ibid. p. 197-8) 而して、第十二世紀に於
て、^{インラン}英蘭の總べての大なる都會にマーチャン
ト、ギルドが生じたる時、ギルドの文書の中に
最も多く記されたる如く、都市に於ける取引の
殆ど全部は穀物、羊毛、羊皮等の如き、農業の
原始的産物の賣買から成立して居たのである。
其後略々一世紀を経て、總べての工業部門につ
き、總べての工業中心地に於て、專業的の工匠
が發生し、クラフト、ギルドが夥しき數に現は

るるに及んでは、都市周囲の田舎が益々多くの穀物を都市に供給するに到るべきことは自然のことであつた。

又、商工業の發達と別個に見る時は、第十二、第十三世紀に於ける英國都市の歴史は大體に於て、封建的、政治的支配よりの解放の歴史であつた。領主或は奉行代官 (Sheriff) の外界の權力よりの免除。及び都市民自身の掌中に於ける權力の集中の二つは、都市民が絶えず注視、追及して居た目標をなした。其進歩は必ずしも一律ならずと雖も、第十二、十三世紀の都市救許状によりて與へられたる諸特權を次の諸項目の下に類別することが出来るであらう。

(1) Firma Burgi。 (2) 都市法廷を有するの特權。 (3) 市政當局者選任の特權。 (4) 都市壁内に一箇年一日安全に居住したる隸農の自由の獲得。 (5) 其他の諸特權は都市によりて異なるものあれど

へ、各領主は皆、都市或は特權區域に入りて自己の隸農を捕へ得べきことを要求したるも、國王は此請願を斥けたと云ふことである。而して都市が初めて其人口並に富に於て急速に増大し始めたる時は又 Villainage の廢止が始まれる時なることは極めて重大なことである。後の都市繁榮の多くは、以前土地に束縛せられたる人民によつて獲得された自由に負ふものであり、同じく、都市は勤勉なる農民に對して機會を與ふることによつて Villainage の廢止を促進した。隸農のマナア逃亡は、少くとも第十五世紀の圍墻運動の始まるまでは、領主を脅かすに充分であつた。それによつて役務の貨幣代納は促進され、Comutation は又都市の發達と共に、益々地方的穀物市場の存在を確實なものとした。

吾人はマナアの歴史に於て、次の如き四個の時代を區別することが出来るであらう。即ち、

も、經濟的諸特權中、最も重要なものはギルド、マーチャントに關するものである。されば、Comutation の時代が始まるや自由を望み、地位の向上を求むる、マナアの隸農は特權、殊に上記第四項の特權を有する都市に逃れ、其都市の保護の下に隸農の状態から脱して自由を獲得した。隸農が自由を求むる主要手段となした、此マナア逃亡は殊に黒死病以後に於ては領主をして、隸農の役務負擔輕減の要求を容認せしめ又役務の貨幣代納を承認せしむるに充分であつた。黒死病による勞働力缺乏の結果、都市への逃亡のみならず、近隣のマナアより有利なる條件にて迎へられたるをあるも、其多數は都市への逃亡であつた。一三九一年、地主は議會に於て、隸農が領主を逃亡して特權都市に入り、特權に隱れて安穩に居住し、又都市民は無法にも隸農の取返さんとする總べての努力を極力拒絶すと訴

第十二世紀以前は、穀物の餘剰が賣られずして残りたる市場前の時代 (pre-market period)。第十二世紀より第十三世紀に到る間には地方的市場が存在するに到り、マナアが其餘剩穀物の賣却を以て其需要に應じたる時代。其後、地方領域的基礎の上に組織せられたる商業的農業に於て、其需要に應せらるる地方市場の完全なる發達によつて齎らされたる代官管理農業 (Bailiff farming) の廢止によるマナア衰微の時代。第十六世紀以後マナアは唯、其形體のみを存し、最早、後の社會的發達を阻止し或は促進し得る制度たらざるに到りし時代等である。而して、第十三世紀以後の此地方的市場については先づ穀物價格の點より、觀察せねばならぬ。(Lipson: *ibid.*, p. 190-5. Page 前掲參照。Gras: *ibid.*, p. 30.)

(未完)